

計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

現在、少子高齢化の急速な進展により、急激な人口減少が続くことが見込まれています。また、非正規労働者の増大をはじめとする雇用の不安定化や社会保障の持続可能性など、さまざまな課題が生じている中で、女性の活躍がこれまで以上に期待されています。

しかし、共働き世帯が年々増加しているなど、社会における活動や個人の生き方は多様化している中で、依然として残る「夫は仕事、妻は家庭」という固定的な性別役割分担意識等のもとでは、事実上女性が多くを担う子育て・家事・介護・地域活動等の負担が重くなっていくことも予想されます。また、男性が置かれている長時間労働という労働環境では、子育て・家事・介護等への男性の主体的な参画は困難な状況です。

一方、晩婚化・未婚化や高齢者人口の増加による単身世帯、離婚によるひとり親世帯が増加しており、特に女性については、出産・育児等による就業の中断や非正規雇用が多いことなどから、貧困等生活上の困難に陥りやすい状況にあります。

さらに、配偶者等からの暴力、ストーカー行為等の女性に対する暴力は深刻な社会問題となっているとともに、近年のソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下「SNS」という。）など、インターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、女性に対する暴力が多様化しています。

本市においても、平成18年に策定した「第2次泉大津市男女共同参画推進計画（にんじんプラン）」に基づき、様々な施策を推進してきたところですが、私たちを取り巻く社会情勢が大きく変化する中で、新たな課題に的確に対応していくことが求められます。

こうした背景を踏まえ、本市では、これまでの取り組みの成果を継承しつつ、さらに新たな課題に対応するため、「第3次泉大津市男女共同参画推進計画（にんじんプラン）」を策定します。また、本計画の一部に、本市における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画を盛り込むとともに、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく市の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画も盛り込むことで、必要な施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

2. 男女共同参画をめぐる国・府・市の動向

1) 国の動向

男女共同参画社会の実現に向けて、国は、平成11年に「男女共同参画社会基本法」を制定し、同基本法に基づいて平成12年に「男女共同参画基本計画」、平成17年に「男女共同参画基本計画（第2次）」、平成22年に「第3次男女共同参画基本計画」（以下、「第3次計画」という。）を策定しました。第3次計画では、「女性の活躍による経済社会の活性化」「様々な困難な状況に置かれている人々への対応」「女性に対するあらゆる暴力の根絶」等の視点を強調し、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）をはじめとする様々な取り組みが進められてきました。

そして、平成 27 年に新たな計画である「第4次男女共同参画基本計画」（以下、「第4次計画」という。）が策定されました。この第4次計画では、めざすべき社会として「①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会」「②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会」「③男性中心型労働慣行等の変革などを通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会」「④男女共同参画を我が国における最重要課題として位置づけ、国際的な評価を得られる社会」の4つを提示し、その実現を通じて、男女共同参画社会基本法がめざす男女共同参画社会の形成の促進を図ることとなっています。【P：第4次計画が策定された場合】

また、平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下、「DV防止法」という。）が制定されて以降、平成16年、平成19年に一部改正され、市においても配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下、「DV防止基本計画」という。）の策定が努力義務として位置づけられました。さらに平成25年の改正により、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて法の適用対象とされ、法律名も「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められました。

また、平成27年には、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図るため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、「女性活躍推進法」という。）が成立しました。この法律では、市に対し、市の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下、「推進計画」という。）の策定が努力義務として位置づけられるとともに、市及び民間事業主に対し、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定が義務付けられています。

2) 大阪府の動向

大阪府では、男女共同参画社会基本法に基づき、平成13年に「おおさか男女共同参画プラン（大阪府男女共同参画計画）」が策定され、その後平成18年に見直しを行い、「改訂おおさか男女共同参画プラン」が策定されました。さらに平成23年には、社会状況の変化やこれまでに実施してきた施策に基づき、「おおさか男女共同参画プラン（2011-2015）」を策定し、市町村・NPO・大学・企業・経済団体等と連携・協働し、大阪全体で男女共同参画社会の実現に向けた取り組みが進められています。

また、平成14年には、府民や事業者と共に男女共同参画社会の実現をめざす指針となる「大阪府男女共同参画推進条例」が制定されました。

平成17年には、DV防止法に基づく「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」が策定され、平成21年に改訂されました。さらに平成24年に「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（2012-2016）」が策定され、配偶者からの暴力を防止し、暴力の被害者が適切に保護や支援を受け、自立して安心して暮らすことのできる社会をめざし各種の施策が推進されています。

3) 泉大津市の動向

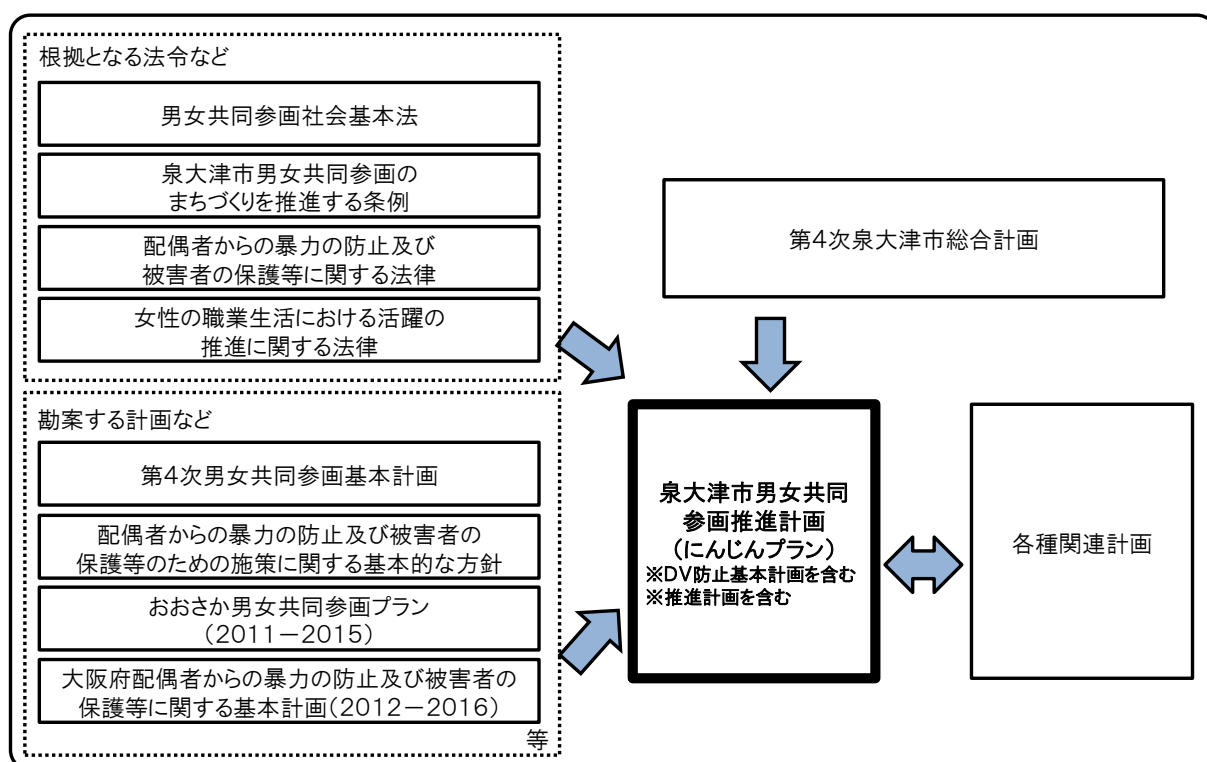
本市では、平成7年に「にんじんプラン（泉大津市女性行動計画）」、平成18年に「第2次泉大

津市男女共同参画推進計画（にんじんプラン）」を策定しました。その後、平成 23 年には計画の中間見直しを行い、男女共同参画に関する各種の施策の推進に努めてきました。

また、平成 20 年に「泉大津市男女共同参画のまちづくりを推進する条例」を施行しました。この条例に基づき、男女共同参画の推進に関する重要事項等を調査審議する機関として「泉大津市男女共同参画審議会」を設置するとともに、平成 21 年 1 月には、男女共同参画推進の拠点施設として「いずみおおつ男女共同参画交流サロン」（にんじんサロン）をリニューアルオープンし、男女共同参画に関する様々な事業を展開するなど、男女共同参画のまちづくりに積極的に取り組んでいます。

3. 計画の位置づけ

- 1) 本計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項及び泉大津市男女共同参画のまちづくりを推進する条例第 11 条に基づく、本市における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画です。
- 2) 本計画は、DV防止法第 2 条の 3 第 3 項に基づく、本市におけるDV防止基本計画を含みます。
- 3) 本計画は、女性活躍推進法第 6 条に基づく、本市における推進計画を含みます。
- 4) 本計画は、「第 4 次泉大津市総合計画」を上位計画と位置づけるとともに、その他各種関連計画との整合性を図ります。
- 5) 本計画は、国の「第 4 次男女共同参画基本計画」「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」及び大阪府の「おおさか男女共同参画プラン（2011-2015）」「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（2012-2016）」などを踏まえて策定します。



4. 計画期間

本計画の期間は、平成28年度を初年度とし、平成37年度までの10年間とします。
ただし、社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

5. 計画策定の体制

計画の策定にあたっては、学識経験者や公募に応じた者等から構成される泉大津市男女共同参画審議会において審議を重ねるとともに、市長を本部長とする泉大津市男女共同参画推進本部でも検討を行います。

また、市民アンケートを実施し、市民の男女共同参画に関する意識等を調査するとともに、本市におけるこれまでの取り組みの評価・分析を行い、その反映に努めます。さらに、広く市民の意見を聞くため、パブリックコメントを実施します。

